

第82回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年2月19日(月) 午前10時00分
- 2 開会の日時 平成30年2月19日(月) 午前10時00分
- 3 閉会の日時 平成30年2月19日(月) 午前10時27分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数10名 出席9名 欠席1名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長(2)	浮田 孝允	欠	6	串田 修	出
職務代理人(5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 近藤 浩夫
中区協議会副会長 三宅 利彰
東区協議会副会長 岸本 行雄
東区協議会副会長 岡本 五樹

事務局 参事 箕浦 勝宏 担当課長補佐 今村 正樹
担当係長 入江 貢 副主査 橋本 聡実
副主査 大橋 和之

7 傍聴者 0名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
 - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
 - (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
(3) 農地法第18条第6項による合意解約通知について
(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成29年度事業について
(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

4番 奥田 哲也 9番 延澤 強哉

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第82回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は1名です。

 本日の議事録署名委員を指名します。4番 奥田 哲也 委員、9番 延澤 強哉 委員にお願いします。

 それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

入江係長 議案の訂正は、ありません。

 なお1月18日の総会で許可の議決がなされ、1月29日の岡山県農業会議に諮問した中区倉富の農地法第5条の許可申請については、許可適当との答申がありましたので許可指令書を交付しています。

 以上です。

議長 それでは第1号議案に入ります。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から中区の説明を、お願いします。

橋本副主査 1ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約3.1ヘクタール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

 以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を、近藤協議会長さんからご報告をお願いします。

近藤推進委員 1 番の 1 件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としております。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に東区の説明を、お願いします。

入江係長 1 ページ 2 番、増反による所有権移転です。受人は現在、1.6ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.4ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約5.1アール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.3ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.3ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約3.7ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約4.5ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、10番は受人が同じなので同時に説明します。増反による所有権移転です。受人は現在、約2.7ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、12番、13番は受人が同じなので同時に説明します。11、12番が借入地取得、13番が増反による所有権移転です。受人は現在、約1.9ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を、岸本協議会副会長さんご報告をお願いします。

岸本推進委員 2番から13番までの12件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)については13件を、許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)については13件を、許可と決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。中区の説明を事務局から、お願いします。

橋本副主査 3ページ1番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は太陽光発電パネル設置です。申請地は、酪農施設として使用していた建物と樹木等が繁茂^{はんも}していた場所で、近隣の苦情を受け平成29年1月に解体、撤去しましたが、地下に基礎構造物が残存しており農地としての利用が困難となったため、土地の荒廃を防ぎ近隣の迷惑とならない利用が可能な、太陽光発電パネルを設置しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を、近藤協議会長さんご報告をお願いします。

近藤推進委員 1番の1件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としております。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。
議 長 次に東区の説明を、お願いします。

入江係長 3 ページ 2 番、申請地は農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は農家住宅の敷地拡張です。現在申請人は家族 3 人で居住しておりますが、以前より申請地に離れを建築しておりましたが、老朽化で危険になったため建て替えを計画したところ正規な手続きがなされていなかったため本申請をするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われま

す。

議 長 東区協議会の協議の様を、岸本協議会副会長さんご報告をお願いします。

岸本推進委員 2 番の 1 件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としていま

す。引き続きのご審議を、お願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（2）については、1 番、2 番の 2 件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは申請等（2）について、2 件を許可と決定します。

次に、申請等（3）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から中区の説明を、お願いします。

橋本副主査 4 ページ 1 番、申請地は農地の広がり が 10 ヘクタール以上の 1 種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、南区万倍の借家に夫婦 2 人で居住していますが、勤務先にも近く、また将来農地を引継ぐため、実家に隣接した父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

1 種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父親の農地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2 番、申請地は農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は貸露天資材置場・露天駐車場・通路で所有権を移転します。受人は現在、南区内尾で土木建設業を営む株式会社リゾームクラフトの役員ですが、会社が借用している露天資材置場及び露天駐車場の賃貸借契約が 3 月末で解約されるため、主な受注先にも近く、自己専用住宅の建築予定地近隣で管理しやすい申請地を譲り受け、貸露天資材置場・露天駐車場・通路として転用し、株式会社リゾームクラフトに貸付けしようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

3番，申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され，転用目的は自己専用住宅敷地拡張で使用貸借権を設定します。受人は現在，中区湊の借家に家族3人で居住していますが，子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったため，住み慣れた環境で，将来は両親の面倒をみることができる両親所有の土地を一部借り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

4番，5番は同一地域ですので合わせて説明します。

4番，申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され，転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。受人は現在，中区原尾島で土木建設業を営んでいます，事業拡大に伴い東区政津地内で借用している露天資材置場が手狭となったため，本社からも近く，搬入の効率が良くなる申請地を譲り受け露天資材置場に転用しようとするものです。

5番，申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され，転用目的は太陽光発電設備で所有権を移転します。受人は現在，北区石関町地内で家電製品の販売等を営む株式会社サン・コーポレーションの役員で，原発事故以降，太陽光発電の必要性を感じており自宅屋根等で計画しておりましたが，設置規模が小さく適していないため，会社所有地の隣接地で管理しやすく，実現可能な規模で社会貢献も見込める申請地を譲り受け太陽光発電施設に転用しようとするものです。

4番，5番とも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を，近藤協議会長さんご報告をお願いします。

近藤推進委員 1番から5番までの5件について協議したところ，事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議を，お願いします。

議長 協議会の報告がありましたが，委員さん何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に東区の説明を，お願いします。

入江係長 4ページ6番，申請地は平成29年11月15日付け農振除外済みの案件で，農地の

広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は自己住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在祖父母と同居しておりますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭となったため、現居住地近隣で農繁期等の手伝いに行くのも便利な祖父所有の申請地を借り受け自己住宅として転用しようとするものです。1種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、祖父所有の農地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われま

す。7番、申請地は農用地区域内の農地で、転用目的は仮設露天駐車場で使用貸借権を設定します。転用期間は平成30年2月20日から平成31年3月31日です。受人は保育所の経営を申請地隣接で行っておりますが、現在露天駐車場として利用している土地で受人が保育施設を新設する予定で有り、駐車場が一時的に不足するため、申請地を仮設露天駐車場として転用するものです。申請地は農用地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと判断され、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われま

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を、岸本協議会副会長さんご報告をお願いします。

岸本推進委員 6番、7番の2件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(3)の7件については、許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(3)は、7件を許可と決定します。

次に申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)、及び申請等(5)利用集積計画の決定について(利用権の設定)を一括して審議します。事務局から説明を、お願いします。

入江係長 申請等(4)の所有権の移転については5ページ1番から6番の6件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、1番から3番が農地の所有者から財団へ、4番から6番が財団から耕作者への所有権移転です。

申請等(5)の利用権の設定については6ページ中区分の1件、7ページから8ページの東区分の10件で、農地中間管理機構が貸借希望の農家の農地について中間管理権を設定するための利用集積計画です。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

をみたしていると考えられ、各地区協議会では原案通り承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（４），（５）の岡山市農用地利用集積計画の決定については、
原案のとおり決定とします。

次に申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 ９ページ１番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で耕作します。

２番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自作地は届出人で耕作し、貸付地は引き続き貸付けします。

３番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

４番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

１０ページ５番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、貸付地は引き続き貸付けします。

６番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で耕作します。

以上は各地区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議長 以上の説明について何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、６件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

入江係長 報告（１）４条届については、１１ページ１番から４番の４件です。転用目的は露天駐車場が１件、共同住宅が２件、アパート建築が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については、１２ページ１番から１４ページ１６番の１６件です。転用目的は露天駐車場が５件、分譲宅地が２件、住宅用地が１件、集合住宅敷地が２件、資材置場、露天駐車場、工事現場用仮設事務所が２件、共同住宅が１件、長屋建住宅が３件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知については、１５ページ１番から１８ページ２６番までの２６件です。解約理由は、耕作目的が２５件、転用目的が１件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１９ページ１番から３番の３件です。内容は農業用施設敷地拡張が１件、農業用車両置場が１件、農業倉庫が１件です。

報告（５）農地改良届については、２０ページ１番の１件です。内容は普通野菜畑です。以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 平成３０年度岡山市第二農業委員会総会・協議会開催予定について、説明する。

議長 それではなにか、ご意見等がありますか。なければこれで、終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これもちまして、閉会といたします。

閉会 午前１０時２７分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員